



目次	
高知県公安委員会規則	ページ
◎高知県公安委員会公印規則の一部を改正する規則	1
◎高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県警察組織規則の一部を改正する規則	1
◎傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則	2

公安委員会規則

高知県公安委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月14日

高知県公安委員会委員長 刈谷 敏久

高知県公安委員会規則第4号

高知県公安委員会公印規則の一部を改正する規則

高知県公安委員会公印規則（昭和33年高知県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「少年課長、人身安全対策課長」を「人身安全・少年課長」に改める。

別表高知県公安委員会印の項中「少年課長

人身安全対策課長」

を

「人身安全・少年課長」

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月14日

高知県公安委員会委員長 刈谷 敏久

**高知県公安委員会規則第5号**

**高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則**

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和50年高知県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1高知東の項中「10」を「9」に改め、同表宿毛の項中「7」を「6」に改め、同表計の項中「88」を「86」に改める。

別表第2の3 高知東警察署の表高知東警察署所在地の項を次のように改める。

|           |              |                             |
|-----------|--------------|-----------------------------|
| 高知東警察署所在地 | 高知市大津乙807番地1 | 高知市のうち<br>大津甲 大津乙<br>長岡郡本山町 |
|-----------|--------------|-----------------------------|

別表第2の3 高知東警察署の表高知東警察署大津駐在所の項を削る。

別表第2の12 宿毛警察署の表宿毛警察署所在地の項を次のように改める。

|          |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 宿毛警察署所在地 | 宿毛市希望ヶ丘5番地1 | 宿毛市のうち<br>宿毛 中央一丁目 中央二丁目<br>中央三丁目 中央四丁目 中央五丁目<br>中央六丁目 中央七丁目 中央八丁目<br>駅前町一丁目 駅前町二丁目<br>駅前町三丁目 駅前町四丁目 貝塚<br>桜町 与市明 長田町 幸町 錦<br>四季の丘一丁目 四季の丘二丁目<br>草木藪 山北 坂ノ下 和田 押ノ川<br>さくらが丘 中角 二ノ宮 野地<br>小深浦 大深浦 自由ヶ丘 樺<br>宇須々木 藻津 池島 西町一丁目<br>西町二丁目 西町三丁目 西町四丁目<br>西町五丁目 港南台一丁目<br>港南台二丁目 萩原 松田町 高砂<br>西片島 南沖須賀 新港 希望ヶ丘<br>片島 大島 沖の島町 |
|----------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表第2の12 宿毛警察署の表宿毛警察署片島駐在所の項を削る。

**附 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月14日

高知県公安委員会委員長 刈谷 敏久

高知県公安委員会規則第6号

高知県警察組織規則の一部を改正する規則

高知県警察組織規則（平成6年高知県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第73条」を「第72条」に、「第74条」を「第73条」に改める。

第3条第1項第1号中「警務課 人材育成課」を「警務課」に改め、同項第2号中「少年課 人身安全対策課」を「人身安全・少年課」に改め、同項第5号中「警備第二課」を「警備第二課 警衛対策課」に改め、同条第2項を削る。

第5条の2第1項第5号中「貸与品」を「貸与品（拳銃に係るものを除く。）」に改める。

第6条第9号を同条第16号とし、同条第8号の次に次の7号を加える。

- (9) 貸与品（拳銃に係るものに限る。）に関する事
- (10) 警察教養に関する事
- (11) 教養施設の維持及び管理に関する事
- (12) 教養資料に関する事
- (13) 外国語通訳及び翻訳に関する事
- (14) 職員に対する安全運転指導に関する事
- (15) 警察史に関する事

第6条に次の2項を加える。

2 警務課に、人材育成室及び術科指導室を置く。

3 人材育成室及び術科指導室の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

第6条の2を削る。

第10条の3を削る。

第11条第1項第22号を同項第23号とし、同項第21号を同項第22号とし、同項第20号の次に次の1号を加える。

- (21) 精神錯乱者、めいてい者、行方不明者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関する事

第13条の見出しを「（人身安全・少年課）」に改め、同条第1項中「少年課」を「人身安全・少年課」に改め、同項第7号を同項第14号とし、同項第1号から第6号までを7号ずつ繰り下げ、同項に第1号から第7号までとして次の7号を加える。

- (1) 行方不明者の発見活動に関する事
- (2) 子ども及び女性を対象とする性犯罪等の前兆事案の捜査に関する事（他の課の所掌に属するものを除く。）
- (3) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の施行に関する事
- (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関する事
- (5) 児童虐待に関する事
- (6) 高齢者虐待に関する事
- (7) 障害者虐待に関する事

第13条第2項中「少年課」を「人身安全・少年課」に改める。
第13条の2を削る。

第15条第2項及び第3項中「検視官室」を「検視官室及び機動捜査隊」に改める。

第27条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第27条の次に次の1条を加える。

（警衛対策課）

第27条の2 警衛対策課においては、第41回国民文化祭等における警察活動上の諸対策の推進に関する事務をつかさどる。

第35条に次の1項を加える。

4 刑事部に組織犯罪対策参事官を置く。

第36条の2を削る。

第38条第1号ア中「広報官、」を削り、「公安委員会事務室長」を「公安委員会事務室長、広報官」に改め、同号エ中「給与・人事調査官及び企画調査官」を「人材育成室長、術科指導室長、上席師範、給与・人事調査官、企画調査官、師範及び教師」に改め、同号中オを削り、カをオとし、キをカとし、クをキとし、ケをクとし、同条第2号イ中「及び自動車警ら隊副隊長」を「、自動車警ら隊副隊長、船長、機関長、機関士及び甲板員」に改め、同号エ中「少年課にサポートセンター所長」を「人身安全・少年課にサポートセンター所長、児童虐待対策官」に改め、同号オを削り、同号カを同号オとし、同条第5号に次のように加える。

ウ 警衛対策課に警衛対策官

第38条第6号中「術科指導官」を「上席師範」に改め、同条第7号を削る。

第40条の見出し中「参事官及び組織基盤強化センター長」を「組織犯罪対策参事官及び参事官」に改め、同条第1項中「及び人身安全対処参事官」を「、人身安全対処参事官及び組織犯罪対策参事官」に改め、「、組織基盤強化センター長には警視を」を削り、同条第5項中「地域に」を「地域警察及び通信指令に」に改め、同条第6項中「人身安全対処に」を「人身安全対処及び少年非行の防止に」に改め、同条第8項を削り、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 組織犯罪対策参事官は、上司の命を受け、組織犯罪対策及び知的犯罪的の捜査に関する事務を掌理するほか特命事項を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第44条第1項を次のように改める。

取調べ監督室長及び公安委員会事務室長には警視を、広報官及び総務企画官には警視又は警部をもって充てる。

第44条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 広報官は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、広報に関する事務を総括処理する。

第45条第1項中「警視を」を「警視若しくは警部又はこれらに相当する一般職員を」に改める。

第46条第1項中「給与・人事調査官」を「人材育成室長、術科指導室長及び上席師範には警視又はこれに相当する一般職員を、給与・人事調査官」に、「警部」を「警部を、師範には警部若しくは警部補又はこれらに相当する一般職員を、教師には警部補に相当する一般職員」に改め、同条中第3項を第6項とし、第2項を第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

2 人材育成室長は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、人材育成に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

3 術科指導室長は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、術科指導に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

4 上席師範は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、術科指導に関する事務を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第46条に次の2項を加える。

7 師範は、上司の命を受け、担当事務について所属長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

8 教師は、上司の命を受け、担当事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

第46条の2を削る。

第52条第1項中「警部補」を「警部補を、船長、機関長、機関士及び甲板員には一般職員」に改め、同条に次の3項を加える。

8 船長は、上司の命を受け、警察用船舶に関する事務を総括処理し、部下職員を指揮監督する。

9 機関長は、上司の命を受け、警察用船舶に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

10 機関士及び甲板員は、上司の命を受け、警察用船舶に関する事務を処理する。

第53条の見出しを「（人身安全・少年課の職）」に改め、同条第1項中「少年事件指導官」を「児童虐待対策官及び少年事件指導官」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 児童虐待対策官は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、児童虐待対策に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第53条の2を削る。

第65条の2第1項中「術科指導官には警視」を「上席師範には警視又はこれ」に改め、同条第2項中「術科指導官」を「上席師範」に、「、術科指導」を「、学校における術科指導」に改め、同条を第65条の3とする。

第65条の次に次の1条を加える。

（警衛対策課の職）

第65条の2 警衛対策官には、警視をもって充てる。

2 警衛対策官は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、警衛対策に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第66条中「参事官、組織基盤強化センター長」を「組織犯罪対策参事官、参事官」に改める。

第69条第2項中「少年課、人身安全対策課」を「人身安全・少年課」に改める。

第73条を削り、第6章中第74条を第73条とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月14日

高知県公安委員会委員長 刈谷 敏久

高知県公安委員会規則第7号

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年高知県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中「、少年課及び人身安全対策課」を「及び人身安全・少年課」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。